

熱海市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年11月28日

熱海市長 齊藤 栄

熱海市条例第21号

熱海市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(熱海市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 熱海市職員の給与に関する条例(昭和26年熱海市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第17条の4第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「100分の80」を「100分の90」に、「100分の100」を「100分の110」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の42.5」に、「100分の47.5」を「100分の52.5」に改める。

附則第5項中「100分の1.5」を「100分の1.65」に、「100分の100」を「100分の110」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

給料表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員	1	円 141,600	円 191,700	円 227,900	円 261,100	円 304,600	円 361,800	円 407,300	円 420,900
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	306,900	364,400	409,700	423,100
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	309,100	366,900	412,200	425,100
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	311,400	369,500	414,600	427,200
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	313,500	371,500	416,500	429,300
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	315,600	374,000	418,800	431,400
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	317,700	376,300	420,900	433,100
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	319,900	378,800	423,100	434,900

9	150,500	205,800	240,300	276,700	322,200	381,300	425,100	436,900
10	151,900	207,600	241,800	278,700	324,400	384,000	427,200	438,900
11	153,200	209,400	243,400	280,800	326,600	386,600	429,300	440,800
12	154,500	211,200	244,800	282,800	328,600	389,300	431,400	442,600
13	155,800	212,600	246,300	284,800	330,800	391,700	433,100	444,400
14	157,300	214,400	247,800	286,900	333,000	394,000	434,900	446,100
15	158,800	216,100	249,100	288,900	335,100	396,200	436,900	447,900
16	160,400	217,900	250,500	290,900	337,300	398,600	438,900	449,400
17	161,700	219,600	252,000	292,900	339,400	400,400	440,800	450,800
18	163,200	221,300	253,700	294,900	341,600	402,400	442,600	452,300
19	164,700	222,900	255,400	297,000	343,500	404,300	444,400	453,700
20	166,200	224,500	257,200	299,000	345,500	406,100	446,100	455,000
21	167,600	226,000	258,800	301,000	347,600	408,000	447,900	456,300
22	170,300	227,700	260,600	303,100	349,600	409,800	449,400	457,500
23	172,900	229,300	262,300	305,100	351,400	411,600	450,800	458,500
24	175,500	230,900	264,000	307,200	353,400	413,500	452,300	459,200
25	178,200	232,200	266,000	309,000	355,200	415,300	453,700	460,000
26	179,900	233,700	267,900	311,100	357,100	416,800	455,000	460,700
27	181,600	235,100	269,700	313,200	359,100	418,300	456,300	461,400
28	183,300	236,400	271,500	315,200	361,000	419,900	457,500	462,200
29	184,800	237,700	273,200	317,100	363,000	421,500	458,500	462,900
30	186,600	238,900	275,100	319,100	364,900	422,800	459,200	463,500
31	188,400	239,900	277,000	321,200	366,900	424,100	460,000	464,000
32	190,100	241,100	278,700	323,300	368,800	425,300	460,700	464,600
33	191,700	242,400	280,400	324,700	370,800	426,500	461,400	465,200
34	193,200	243,600	282,300	326,700	372,800	427,800	462,200	465,800
35	194,700	244,800	284,100	328,600	374,300	429,100	462,900	469,700
36	196,200	246,100	286,000	330,700	376,100	430,300	463,500	472,700
37	197,500	247,000	287,600	332,600	377,900	431,500	464,000	475,700

38	198,800	248,400	289,300	334,500	379,500	432,300	464,600	478,800
39	200,100	249,800	291,100	336,500	381,300	433,100	465,200	481,500
40	201,400	251,300	292,900	338,400	382,700	433,900	465,800	484,600
41	202,700	252,700	294,600	340,300	384,200	434,500	466,300	487,600
42	204,000	254,100	296,300	342,200	385,800	435,200	466,800	490,700
43	205,300	255,500	297,900	344,000	387,200	435,900	467,200	493,400
44	206,600	256,800	299,500	345,900	388,400	436,600	467,500	495,700
45	207,800	258,000	301,200	347,400	389,600	437,400	467,800	498,000
46	209,100	259,300	302,900	348,800	390,700	438,200		
47	210,400	260,700	304,500	350,300	391,800	438,600		
48	211,700	262,000	306,200	351,800	393,000	439,300		
49	212,800	263,300	307,300	353,400	394,200	439,800		
50	213,900	264,400	308,800	354,200	395,300	440,200		
51	214,900	265,700	310,300	355,400	396,000	440,600		
52	216,000	267,000	311,900	356,400	396,700	441,000		
53	217,100	268,000	313,500	357,300	397,400	441,400		
54	218,100	269,100	315,100	358,400	398,100	441,800		
55	219,000	270,400	316,700	359,300	398,700	442,200		
56	220,000	271,700	318,200	360,400	399,300	442,500		
57	220,600	272,800	319,700	361,300	399,800	442,800		
58	221,500	273,800	320,900	362,000	400,200	443,200		
59	222,300	274,800	322,100	362,700	400,600	443,500		
60	223,200	275,900	323,300	363,400	400,900	443,800		
61	223,900	277,100	324,000	363,800	401,200	444,100		
62	224,900	278,100	324,900	364,400	401,500			
63	225,700	279,000	325,700	365,100	401,800			
64	226,600	280,000	326,500	365,800	402,100			
65	227,300	280,700	327,400	366,100	402,400			
66	228,100	281,600	327,800	366,800	402,700			

67	229,000	282,300	328,500	367,500	403,000			
68	230,100	283,200	329,300	368,200	403,300			
69	230,800	284,200	330,100	368,500	403,600			
70	231,500	285,000	330,800	369,100	403,900			
71	232,100	285,800	331,500	369,800	404,200			
72	232,900	286,600	332,200	370,400	404,500			
73	233,700	287,400	332,700	370,700	404,800			
74	234,400	287,900	333,300	371,300	405,100			
75	235,100	288,300	333,800	372,000	405,300			
76	235,700	288,800	334,400	372,600	405,600			
77	236,400	288,900	334,700	373,000	405,900			
78	237,200	289,300	335,200	373,500	406,200			
79	238,000	289,500	335,600	374,100	406,400			
80	238,700	289,900	336,100	374,600	406,700			
81	239,400	290,100	336,500	375,100	407,000			
82	240,100	290,300	337,000	375,700	407,200			
83	240,800	290,700	337,500	376,200	407,400			
84	241,500	291,000	338,000	376,500	407,700			
85	242,100	291,300	338,300	376,900	408,000			
86	242,800	291,600	338,700	377,400	408,200			
87	243,500	291,900	339,200	377,800	408,400			
88	244,200	292,300	339,600	378,200	408,700			
89	244,900	292,600	339,900	378,600	409,000			
90	245,400	293,000	340,300	379,100	409,200			
91	245,800	293,300	340,800	379,500	409,400			
92	246,300	293,700	341,200	379,900				
93	246,600	293,800	341,400	380,200				
94		294,000	341,800					
95		294,400	342,300					

96		294,800	342,700					
97		295,000	342,800					
98		295,300	343,300					
99		295,700	343,700					
100		296,100	344,000					
101		296,300	344,300					
102		296,600	344,700					
103		297,000	345,100					
104		297,300	345,500					
105		297,500	346,000					
106		297,800	346,400					
107		298,200	346,800					
108		298,500	347,200					
109		298,700	347,700					
110		299,100	348,100					
111		299,500	348,400					
112		299,800	348,700					
113		299,900	349,200					
114		300,200						
115		300,500						
116		300,900						
117		301,100						
118		301,300						
119		301,600						
120		301,900						
121		302,300						
122		302,500						
123		302,800						
124		303,100						

	125		303,400						
再任用職員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100

第2条 熱海市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「扶養手当は」を「扶養手当は、」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの（以下「7級以上職員」という。）に対しては、支給しない。

第8条第2項中「次に」を「、次に」に改め、同項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第8条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

第9条第1項中「がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する」を「（7級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、7級以上職員から7級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる」に改め、「（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第1号中「場合」の次に「（7級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」を加え、同項第2号中「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に改め、「至った場合」の次に「及び7級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」を加え、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「に扶養親族」の次に「（7級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、「、扶養親族」を「、

7級以上職員から7級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が7級以上職員以外の職員となった日、職員に扶養親族(7級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の次に「場合においてその」を加え、「前項第1号」を「同項第1号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に改め、「死亡した日」の次に「、7級以上職員以外の職員から7級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が7級以上職員となった日」を、「の扶養親族」の次に「(7級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第3項中「これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号」を「第1号又は第3号」に改め、「(扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族(7級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある7級以上職員が7級以上職員以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で7級以上職員以外のものが7級以上

職員となった場合

(5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第17条の4第2項第1号中「100分の90」を「100分の85」に、「100分の110」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の40」に、「100分の52.5」を「100分の50」に改める。

附則第5項中「100分の1.65」を「100分の1.575」に、「100分の110」を「100分の105」に改める。

(熱海市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 熱海市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年熱海市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表中「37万1,000円」を「37万2,000円」に、「41万9,000円」を「42万円」に改める。

第7条第2項中「100分の157.5」を「100分の167.5」に改める。

第4条 熱海市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

(熱海市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第5条 熱海市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年熱海市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第11条中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

第15条第1項中「職員が」の次に「要介護者（」を、「もの」の次に「をいう。以下同じ。）」を、「ため、」の次に「任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(介護時間)

第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期

間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、熱海市職員の給与に関する条例第11条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第17条(見出しを含む。)中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

(熱海市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第6条 熱海市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成20年熱海市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の217.5」を「100分の227.5」に改める。

第7条 熱海市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の202.5」を「100分の207.5」に、「100分の227.5」を「100分の222.5」に改める。

(熱海市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第8条 熱海市特別職の職員の給与に関する条例(昭和26年熱海市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「100分の217.5」を「100分の227.5」に改める。

第9条 熱海市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「100分の202.5」を「100分の207.5」に、「100分の227.5」を「100分の222.5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第5条及び附則第7項の規定 平成29年1月1日

(2) 第2条、第4条、第7条及び第9条並びに附則第4項から第6項までの規定 平成29年4月1日

2 第1条の規定（熱海市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第17条の4第2項及び附則第5項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例（以下「第1条改正後給与条例」という。）の規定及び第3条の規定（熱海市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員採用等条例」という。）第7条第2項の改正規定を除く。）による改正後の熱海市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員採用等条例」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

（給与の内払）

3 第1条改正後給与条例又は改正後の任期付職員採用等条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与又は第3条の規定による改正前の任期付職員採用等条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与又は改正後の任期付職員採用等条例の規定による給与の内払とみなす。

（平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の給与条例（以下「第2条改正後給与条例」という。）第8条第1項ただし書及び第9条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、第2条改正後給与条例第8条第3項及び第9条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については、10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第1項中「扶養親族（7級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、7級以上職員から7級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）」と、同項第1号中「場合（7級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合

を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び7級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族を除く。）」とあるのは (3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

と、

」

同条第2項中「扶養親族（7級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日の属する月の翌月、7級以上職員から7級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が7級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、7級以上職員以外の職員から7級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が7級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第5号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族た

る配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（7級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 5 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第2条改正後給与条例第8条第1項ただし書及び第9条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、第2条改正後給与条例第8条第3項及び第9条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（7級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」がある場合、7級以上職員から7級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（7級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び7級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（7級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日の属する月の翌月、7級以上職員から7級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が7級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、7級以上職員以外の職員から7級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が7級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第5号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（7級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

6 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第2条改正後給与条例第8条第1項ただし書及び第9条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、第2条改正後給与条例第8条第3項及び第9条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。））」と、「前項第2号」とあるのは「（7級以上職員にあっては、3,500円）、同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（7級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、7級以上職員から7級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（7級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。））」とあり、及び同項第2号中「場合及び7級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（7級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」と、「なった日の属する月の翌月、7級以上職員から7級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が7級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、7級以上職員以外の職員から7級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が7級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第5号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（7級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」とする。

（熱海市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

7 第5条の規定による改正前の熱海市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日（以下「第1号施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る第5条の規定による改正後の熱海市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条第1項に規定する指定期間については、任命権者が、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく第1号施行日以

後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。